

第108回京都府都市計画地方審議会は、1月26日、ルビノ京都で開催されました。審議会の審議の内容と結果をご紹介します。審議会には、日本共産党の岩田隆夫府議が委員として参加しています。

第108回京都府都市計画地方審議会の審議について（報告）

2000年1月26日

(1) 以下の9件の議案は、いずれも異議なく、賛成し、可決されました。

- ①第1556号（南丹都市計画道路の変更＝3・4・8号並河亀岡停車場線ほか2路線の変更）
- ②第1557号（福知山都市計画地区計画の変更＝福知山駅周辺・駅南地区計画の変更）
- ③第1558号（福知山都市計画地区計画の変更＝かしの木台周辺地区計画の変更）
- ④第1559号（綴喜郡都市計画生産緑地地区の変更＝生産緑地地区の変更）
- ⑤第1560号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑥第1561号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑦第1562号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑧第1563号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑨第1564号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）

(2) 第1565号（園部町：高屋地区）については、以下のような質疑がおこなわれ、可決しました。

【岩田委員】 本議案は、建設される施設の位置の可否を審議するものではありませんが、今回、園部町高屋地区に立地されるものは、産業廃棄物の処理施設であり、民間のものとしては府内最大級のものです。

こうした施設は、リサイクル社会の構築に向けて必要なものでありますが、同時に、全国各地でダイオキシンや悪臭など、公害発生源として社会問題を引き起こしております。

そこで、今回、提案された園部町高屋地区の施設建設にあたって、「地元住民との合意」「施設稼働後の監視体制」など、地元住民や議会での「十分な説明と合意の手続き」、そして、「必要な公害防止協定の締結」がなされた上で、提案されるべきものと考えますが、その点が、不十分でないか危惧するものです。どうなっていますか。おたずねします。

説明委員として、園部町・小川助役が答弁

【小川助役】 今後、地元6区の代表全体と町も入った三者による「公害防止協定」を結び、運転後は、町が責任を持って監視と安全確保に努めたい旨の説明があった。

続けて、審議委員でもある野中町長が発言を求めた。

【野中町長】 ①以前、問題が多発し、地元から撤退が求められていた養豚場の指導と処理に責任を負った町の善後策として、今回の廃棄物処理施設建設計画となったこと。

②府下、どこかの自治体が引き受けなければならない施設であり、今回、当町が積極的に引き受けた。今後のモデルとなるよう、万全を期して、責任ある対応をしていきたい。

③したがって、通常の三者協定のように行政が立会人、第三者としてではなく、地元住民と同じ側に立って当事者として併記する三者協定を結び、責任を最後までとる形を踏んだ。

④今後、処理業者が安全操業するのは勿論のことだが、廃棄物の処理に関して、製造者責任が明確にされることが必要であると考えます。府議会、国会でぜひ、立法化されることを期待する旨の発言があった。

【岩田委員】 今後、住民の立場に立った「公害防止協定の締結」、町議会での「十分な説明と同意」がなされ、建設後、① 事業者による安全、適切な操業と、町当局による公害の監視体制が確立されること。② その上で、問題が発生した際には、地元住民の立ち入りも含め、「安全と環境および住民被害の防止」に対して、町当局が責任をもって対処されますことを強く求めまして、本件に賛成するものです。

※なお、別紙の「都市計画法における権限委譲について」の報告がおこなわれました。これは都市計画法の改正に伴うもので、今後は、各市町村に都市計画審議会が設置されることとなります。

莊司泰男一般質問（日本共産党、右京区）2000年2月28日

大企業の異常なリストラ・人減らしから、労働者の雇用と権利、中小・下請け企業をまもる府政への転換を

【莊司】 まず最初に現在府下で進められている大企業のリストラや、工場の移転、閉鎖などの計画によって危機に立たされている労働者の生活と権利を守るための本府の取り組みについてお尋ねします。

相次ぐ京都での大企業のリストラ計画とその深刻な影響

昨年突然打ち出された日産車体宇治工場の閉鎖計画は地域経済に重大な影響をもたらし、ここで働く労働者、更には下請け企業、協力工場に働く人々と、その家族を含めた多くの人々の生活を脅かすという、大きな不安を引き起こしています。日産自動車のリストラ計画は全体で2万1千人の人員削減をするとしていますが、一方的に労働者に犠牲を押し付けるもので、企業の目先の利益確保のためだけの経営戦略であること、ルールなき資本主義を地で行く横暴な計画であることなど実態が次第に明白になっています。

いま全国的にも、NTTの2万人、三菱自動車の1万人、大銀行の統合による

人員削減など、これまでに例を見ない大規模なリストラ、人員削減計画が次々と伝えられ実施されています。

わたしの身近なところを見ましても、島津五条工場の閉鎖、日新電機の人員削減、三菱自動車の工場縮小と人員削減などが目白押しに計画実施されるもとの、数百年を数えるこれらの下請け企業の労働者も含め、リストラと解雇によって離職する労働者は多数に上ることが予想される深刻な事態となっています。

問題はこういった計画を大企業が一方的に打ち出し、雇用を守るという社会的責任を投げ捨てていることでもあります。

例えば、かつて私自身も働いていた三菱重工、三菱自工でも、いま労働者は一方的な会社のリストラ攻撃にさらされています。これまで景気の良いときも悪いときもひたすら会社のためにと働いて来た労働者が、一方的に合理化案を押し付けられ、高齢者を抱えたり、子弟の教育問題、住宅事情など個々に異なる家庭の問題を抱える労働者に対して、家庭の事情などは一切考慮しない、会社の方針に従えない者は自己都合でやめよと言わんばかりの態度で望んでいます。これはいまリストラや工場閉鎖に直面している全ての企業の労働者共通の問題であります。

従来本府は、労使間の問題は労使間で話し合われるべきなどとして労働問題については傍観的態度に終始して来ました。しかし今日の状況は日産車体の問題でも明らかなように、地域社会、地域経済を根底から揺さぶる大きな社会問題であります。しかも日産車体の閉鎖移転の時期が、来年3月となっているのに対し、島津五条工場の閉鎖は今年の5月であり、三菱重工、三菱自工の計画は今年3月から始まり、三年後には京都工場は姿を消す計画と聞いており、いずれも日産車体と同様、既に進められている計画であり、まさに急を要する問題であります。

そこで、このような大企業による異常なリストラ、解雇が進められる府下の雇用情勢、労働情勢を知事はどのように受け止めておられるのか、まずご認識をお伺い致します。

更に、このような事態にさらされている労働者の生活と権利を守るために、本府としてどのような取り組みを進めるお考えか、併せてお聞かせください。

企業の横暴な解雇を規制するためのルールづくりを

私ども日本共産党は異常なリストラ、解雇を押さえ雇用を守るルールを確立することを提案し、1996年以来国会に解雇規制法の制定を提案して来ました。更に先に述べましたような今日の労働、雇用情勢にも対応出来るよう内容を充実させ、昨年11月に改めて緊急提案をしました。

時間の関係もありここで全てについて詳細に紹介は出来ませんが、この中では一方的な解雇を禁止し、希望退職、転籍などのルールを確立すること、解雇を目的としたいじめや嫌がらせを禁止し、人権侵害を厳しく取り締まること、労働基準監督署が退職強要などを日常的に監視し、取り締まるなどを骨子とする解雇規制法の制定を提案しています。また分社化などにもなる雇用と労働条件のルールを作ること、年齢による雇用契約の変更や採用制限の禁止、事業所の閉鎖、移転、縮小の際の自治体との協議の仕組みを作ることなども盛り込んでいます。

いづれにしても儲けるときには貪欲に儲け、国や自治体の税制などあらゆる優遇措置を受け、ちよつと儲けが減ると縮小だ閉鎖だと勝手放題の大企業のやり方に最低限の社会的責任を果たさせるルールが必要ではないでしょうか、これまでの知事のご見解を振り返って見ますと98年の決算特別委員会や、昨年12月議会での我が党議員の質問に答え、我が国では整理解雇の要件が判例により確立し

ている。解雇規制はヨーロッパより厳しいとの見解を強調されました。

また、「どうせ法律を作っても、具体的な事例に当てはめるときには、必ずそこで政令を作るとか、通知をすることになって、最後は具体的な問題になってしまう、だから最後は裁判で判例に行くのが一番確実であり法律で全部規制することは出来ない」と言う学者の意見を引用され、私もそのように考えているとも述べられました。

しかし私は、知事のこのご認識は二つの点で誤りだと思えます。今大企業の進めているリストラはその横暴さにおいて類いのないものであり、判例がこうであるからと斟酌して控えるというような性質のものではありません。現実には先に述べたとおり判例が守られていないのです。だからこそ異常な、横暴など言っているのです。

更に、仮に労働者が不当解雇だと裁判に訴えることが、最良の方法であるとされるなら、それはあまりにも乱暴なご意見だと考えます。

私もかつて三菱重工の職場における反共差別支配の撤回を求める裁判にかかり支援した経験があります。労働者の正しい主張は必ず勝利します。しかし裁判に訴えてから判決に至るまでの、長期間に及ぶ精神的、経済的な労苦はその家族も含めて大変なものです。不当なリストラ解雇を押し付けられた全ての労働者に、裁判で争えば良いと言うのではあまりにも苛酷ではありませんか、私は本府が異常なリストラ解雇の横行を押さえ、府民の暮らしを守るうえで一定の役割を果たすためには、根拠となる法の制定を国に対して強く求めることが必要と考えます。今年に入り府下の雇用情勢は更に悪化しています。知事は解雇の不安にさらされる多くの労働者を前にして国に法制化を求める御積もりはないのでしょうか、お考えをお聞かせください。更に本府として自治体への事前の通報、影響の調査と協議などを義務づける新たな条例制定のお考えはないのか、此の際知事のご所見を改めてお伺いいたします。

【知事】 府内の雇用情勢は、長引く不況のもとで企業の採用抑制、事業規模の縮小・合理化によるリストラで、離職者が生じ、有効求人倍率も0・4倍台で推移するなど依然として厳しいと認識している。府としては緊急雇用特別基金事業など、総額1800億円を超える雇用対策関連予算を編成し、今議会での審議をお願いしているところ。当面、雇用の維持安定を計るため、雇用対策法にもとづく届け出制度により解雇に関する情報を把握し、雇用調整助成金等を活用し雇用の維持がはかれるよう指導している。日産車体や信用金庫の問題のように、地域の経済や雇用に重大な影響を及ぼす恐れのある場合には、連絡会議などを開催し、関係企業へ申し入れするとともに、国にたいし各種助成措置を最大限活用できるよう働きかけている。また、府中小企業労働相談所等におき、きめ細かな労働相談をおこなっている。

離職者の再就職への支援のため、OA講座などの短期職業訓練を大幅に拡充する。

解雇制限の法制化については、雇用対策法の仕組みや最高裁の判例、また国会での共産党の立木議員の質問とそれにたいする小淵首相の答弁を、つい3ヶ月前の12月本会議でお答えしたとおり。

下請企業のギリギリの実状をしっかりとつかみ、府として親身な援助を

【荘司】 次に、こうした大企業で直接働く労働者にかかる問題と併せて、下請け企業の対策を強めることが重要となっています。ある下請け企業の社長さんにお話を伺ったところ「親会社の方から今後仕事は出せないと言われた、これまでから仕事は減り、下請け単価も切り下げられ、厳しい状況を強いられる中でも一

生懸命協力して来た、既に従業員もまず親籍の者にやめてもらい、つづいて事情を話して勤続の浅い人にやめてもらうなど、従業員もギリギリまで減らして来たが、今度は仕事を出せないでは、下請け丸ごとの首切りですわ、これからのことを考えると頭が痛いですよ」と訴えておられました。

このような下請け企業の実体を本府として掌握されているのでしょうか、これまでに本府の下請け企業対策のとりくみとして、例えば島津、三菱、日新などの下請け企業、協力事業所が、それぞれに集まって作っている協力会などを対象に、本府との懇談の場が持たれていますが、どのような効果を上げていますか、下請け企業のおかれている具体的な状況の掌握と対策の方向が定まったのでしょうか、お尋ね致します。

かつて大企業に働いて来た者として、大企業と下請け企業の関係はそんな生易しいものではないと思います。行政の呼びかけで集まって親会社の非を告発することは自殺行為につながると言うのが下請けの皆さんの共通の思いです。言いたいことを言ったのはよいが、仕事を減らされたり、仕事を他社に回して打ち切られるなど、後の仕打ちを考えれば、何も言えない、言わないというのが実情で、これでは効果は望めません。

やはり本当に正確な状況を知るためには、私どもが繰り返し紹介していますように、例えば東京都の墨田区で取り組まれているような、行政が個々の下請け企業に足を運んで、実情をしっかりと掌握、親身になった対策を立てることが求められているのです。

こういった取り組みを取り入れ、今日の状況に対応するおつもりはないのか、この際改めて知事のご所見をお伺います。

ところで、行政が知り得た大企業の動向についての情報を、出来るだけ速く下請け企業等に知らせることも重要です。私が話を伺ったいくつかの下請け企業の社長さんでも、自分たちの親会社のリストラ計画、工場の縮小、閉鎖計画などの全容を知っているという人は皆無であり、親会社から計画の詳細についての説明を受けたという人もありませんでした。親会社の先行きどうなるかを知らないままに、ある日突然親会社がなくなる、仕事がなくなるでは手の打ちようがありません。

行政として大企業のリストラ、工場の縮小、閉鎖などの計画についてはその詳細、真偽をいち早く掌握確認し下請け企業に情報を伝えるとともにその対策を援助することです。本府として府下の大企業の動向については、どのように掌握し対策を進めておられるのか、企業名、実施時期、人員削減数などの計画内容、各社傘下の下請け企業数など、本府として掌握しているのかおたずね致します。併せて知り得た情報を関係する下請け企業に知らせる体制の有無についてもお応えください。

【商工部長】 下請け関連団体との懇談会や府中小企業振興公社がおこなう受注動向調査を通じ、下請け中小業者の実態把握に努めている。3月3日に開催するビジネスパートナー交流会等の商談会の開催や下請けアドバイザーの訪問指導により、下請け中小企業のニーズに応じたきめ細かい支援等を講じる。

なお、企業からの情報については当該企業の了解なく公表することはできないが、府内主要企業との懇談会の開催など情報交換の機会を設けている。

中小企業への官公需発注率を引き上げ、仕事確保と不況対策を

【荏司】 次に 中小企業への官公需発注を増やし中小企業の仕事確保と不況対策

を進める問題についてであります。本府の官公需発注は、そのやり方如何で中小企業に仕事を保障し、京都経済を刺激する上でも一定の役割を果たすことは言を待ちません。「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」や、更に年度毎に「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定するなど、これらの法律や決定で中小企業に官公需の受注機会を出来るだけ多く与える為に、国が講ずるべき措置について定めると共に、地方公共団体に対しても国の施策に準じて、中小企業者の受注機会の確保に努めなければならないと位置付けています。

本府の中小企業向けの官公需発注率を遡って調べて見ますと、70年代から80年代は、全国平均より5～7%プラスの中小企業向けの官公需発注が確保されて来ました。

ところが91年を最後にこれが逆転し、90年代は93年の0.4ポイントプラスを例外に、全国平均より低い状態が続いています。これを70年代、80年代の水準に戻し、中小企業向けの官公需発注率80%を確保すれば、これだけでも府下の中小企業への仕事作り、景気回復への施策になると考えます。改善するためには発注件数、発注金額においてそれぞれ達成目標を定めて意識的に追求することが必要です。いずれにしても財政危機が深刻化し事業費が減額されるもとで大型公共事業は温存ということになると当然中小企業への発注比率が下がることとなります。中小企業への発注率の一層の引き上げを強く求めるものであります。

ところでここ5年間の本府の契約案件を調べて見ますと、工事金額が5億円を越える工事が70数件ありますが、そのほとんどが大手ゼネコンに出されています。これらはまこと大手にしかできない工事なのかどうか、改めて見直し今後の発注に生かすことを真剣に検討すべきであります。本府に中小企業に向けての発注率を引き上ようという意識さえあれば、改善は簡単に出来ると考えます。

中小企業の仕事確保、不況対策、府内業者の育成、中小企業向け官公需発注率の改善などの課題をどのように前進させるお考えか此の際ご所見をお聞かせください。

官公需適格組合の事実上の排除をあらため、積極的な活用を

次に官公需適格組合の活用にかかわっておたずねします。1965年官公需法が制定されて以来、本府でも官公需適格組合として認められた協同組合がいくつも生まれました。

近畿通産局管内の官公需適格組合名簿によれば府下には13の官公需適格組合があります。一人の業者としては資本金技術力管理態勢などで弱小であっても、組合として結束することによって、大きな事業でもこなせるところに最大のメリットがあります。現に官公需適格組合は、施工体制、監理、監督、指導などの技術的体制、更に契約に対する保障能力などに、十分責任を持てる組合として通産省が証明するなど、政府もこれを推進する立場をとって来ました。

先日これらの組合に、ここ数年間で京都府の仕事を受けたことがあるか、どういう仕事を受注したか。府の発注に関する情報提供を受けているか、入札の機会は与えられているかなどについておたずねしました。ところが驚いたことに、ここ数年来府の仕事を手掛けたことはないとか、府の仕事はまったくない、案内さえもないとか、。一年に1～2回案内があるかどうか、案内があっても書類ばかりやかましく言って発注されることはないとか、入札の機会すら与えられていないなど、本府の対応のひどさに、たずねるのが恥ずかしいという状況でした。

国は毎年の閣議決定で官公需適格組合等の活用について記し、随意契約制度の活用等により、受注機会の増大を図ること、官公需適格組合制度については各省庁が、発注機関に一層の周知徹底に努めることとし、地方公共団体にも国に準じた活用を求めています。

ところが実際には国の方針にも反して、先述べたような状況があり、さらに個々の業者と重なるから、官公需適格組合には仕事を出さないなどと、ランクの違う業者と組合を並べて、頭からこれを排除するような、土木建築部理事者の発言も明らかになっており、国の方針の受け止め方が、各部局間で大きく異なっていると思われまます。私は中小企業、業者の集合体である、これらの協同組合に仕事を発注することは、それ自体が中小企業の仕事確保にもつながることであり、今日の状況から見ても時宜に適した方策のひとつではないかと考えます。

そこでこの際、各部局の官公需発注に際しての、官公需適格組合の扱いについて、さらに毎年、閣議決定されている国の方針との整合性をどのように考えておられるのか、官公需適格組合についての本府の方針をお示しください。

【商工部長】 官公需発注については、部長会議などで分離・分割発注の促進、共同企業体方式や官公需適格組合の活用など、中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨をふまえながら、中小企業への発注に最大限努力する方針を徹底しているところ。

また、さる2月17日に開催された緊急不況雇用対策本部の会議においても、本部長である副知事から改めて現在の厳しい不況・雇用情勢をふまえ、地元発注をさらにすすめるための具体的な方策について、早急に検討するようにとの指示がおこなわれている。